

日本学生支援機構給付奨学金【家計急変】 令和2年7月3日から大雨による災害に係る災害救助法適用地域の 世帯の学生に対する家計急変採用について

給付奨学金(家計急変)の申込みを受け付けます。
希望者は、学務部学生支援課経済支援係まで申し出てください。

災害救助法適用地域	【熊本県】 八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町
	【鹿児島県】 阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町 ※ 適用地域の詳細については、日本学生支援機構のウェブサイトを確認してください。日本学生支援機構ウェブサイト「1年以内の災害救助法適用地域」： https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chiiki/index.html

災害救助法適用地域の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生についても、適用地域に準じて取り扱います。

本災害により学生またはその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた者は、JASSO 災害支援金(返還不要)の申請も可能です。申請希望者は、経済支援係へ申し出てください。

家計急変の事由	証明書類
生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ① 被災により、生計維持者の【死亡】【事故または病気による半年以上の就労困難】【失職】のいずれかの事由が発生。 ② 被災により、生計維持者の【生死不明】【行方不明】【就労困難】など世帯収入を大きく減少させる事由が発生。	・罹災証明書 (注意)「給付奨学金案 内一家計急変-」に記載の「事情書(所定様式)」は提出不要です。

※収入減少を伴わない支出増大は家計急変による給付奨学金の推薦事由とすることができません。

2020年7月7日 学務部学生支援課 経済支援係
学生センター2階 窓口①
8:30~12:45/13:45~17:00 土日祝日除く

掲示期限：2020年8月末

学生支援課ウェブサイト ⇒
横浜国立大学ウェブサイト>教育・学生生活>学生生活>学生支援課
PC対応サイトのため、携帯等からアクセスする場合、通信料が発生します。

